

# 旭区から

# 大阪市内の他区に引っ越すとき(区間転出)



項目	対象となる方など	内容	担当窓口
<b>住民異動届</b>			
旭区から他区へ	旭区から他区へ転出される方	転出先の区役所の窓口で免許証等(本人確認用)をご持参ください。	1階 11番 窓口 サービス課 (住民登録) (06) 6957-9963
<b>印鑑登録・マイナンバーカード等に関すること</b>			
印鑑登録	印鑑登録をされる方	大阪市内で登録した印鑑登録証は、引き続きご使用いただけます。	1階 11番 窓口 サービス課 (住民登録) (06) 6957-9963
住民基本台帳カード	顔写真付きカードをお持ちの方	有効期限まで利用可能です。新住所を記載し券面更新処理を行うため、お持ちのカードを転出先の区役所窓口にご持参ください。	
	なお、電子証明書の発行・更新を希望される場合は、住民基本台帳カードからマイナンバーカードへの切替が必要です。		
	また、住民基本台帳カードでコンビニ交付サービスに必要な利用登録は、令和元年12月27日をもって終了しました。		
マイナンバー(個人番号)カード	マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方	新住所を記載し、券面更新処理を行います。転出先の区役所窓口にお持ちのマイナンバー(個人番号)カードをご持参ください。	
公的個人認証	署名用電子証明書をお持ちの方	住所変更を行うと署名用電子証明は失効します。あらたに公的個人認証サービスを利用するためには、マイナンバー(個人番号)カードに搭載される「電子証明書」が必要です。	
在留カード等	外国籍をお持ちの住民の方	新住所を記載しますので、転出先の区役所窓口にて在留カード等をご持参ください。	

※ 必ず裏面もご覧ください。

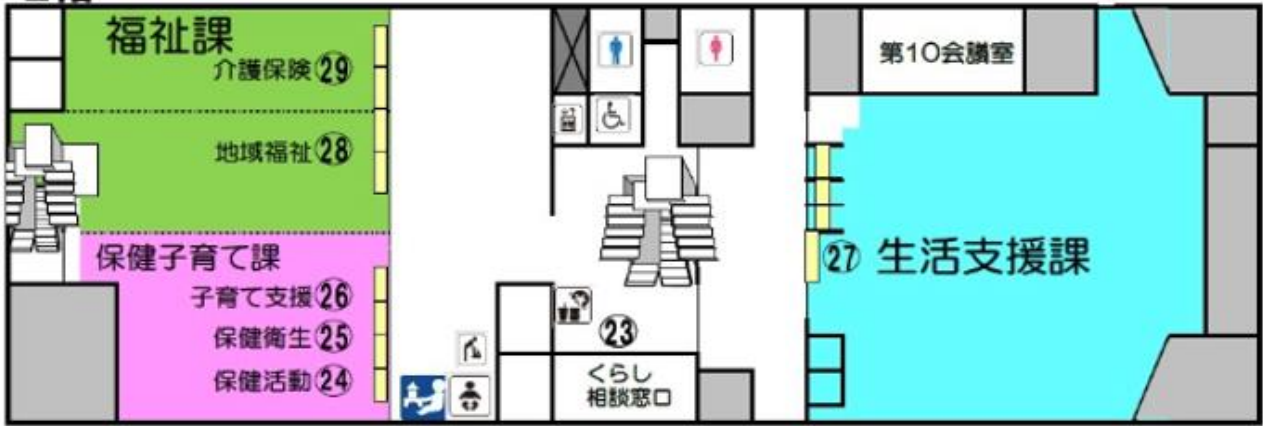
項目	対象となる方など	内容	担当窓口	
<b>健康保険・医療費助成・介護保険に関すること</b>				
国民健康保険	74歳以下の国民健康保険に加入される方	旭区で加入されていた方は、加入資格が継続します。転出先の区役所の窓口で手続き終了後、1週間程度で送付される交付通知書をご持参のうえ国民健康保険証を受け取ってください。	1階 8番  窓口 サービス課 (保険年金) (06) 6957-9956	
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度に加入されていた方	転出先の区役所の窓口で手続き終了後、1週間程度で新住所を記載した保険証を簡易書留で送付します。		
各種医療費助成	各種医療助成の対象となる方	①こども医療(18歳に達する日以後の最初の3月31日までのこどもがおられる方)②ひとり親家庭等医療の医療証③重度障がい者医療をお持ちの方は住所変更の手続きが必要です。お持ちの <b>医療証</b> をご持参ください。	①② 2階 26番	保健子育て課 (子育て支援) (06) 6957-9173
			③ 2階 28番	福祉課 (地域福祉) (06) 6957-9857
介護保険	介護保険の認定を受けておられる方	転出先の区役所の窓口で手続きを行ってください。新住所に介護保険証が送付されます。	2階 29番	福祉課 (介護保険) (06) 6957-9859
<b>18歳以下のこどもがいる方</b>				
就学 (小学校 中学校)	校区が変更となる方	通学していた学校で転退学の届出を行い、その際に発行される在学証明書を転出先の就学事務担当窓口にご持参ください。	1階 11番	窓口 サービス課 (住民登録) (06) 6957-9963
児童手当	中学3年生終了までの児童を養育されている方	転出先の区役所の窓口で児童手当の住所変更手続きを行ってください。	2階 26番	保健子育て課 (子育て支援) (06) 6957-9173
児童扶養手当	ひとり親家庭の方	住所変更手続きが必要です。児童扶養手当証書、新居の賃貸契約書・不動産登記簿謄本等を転出先の区役所の窓口にご持参ください。状況に応じて必要書類が異なりますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。		
保育所	保育所入所希望の方	入所を希望される方は、申し込み手続きを行ってください。		
	保育所(大阪市認可)入所中の方	入所中の方は「異動届」(住所変更)手続きを行ってください。		
母子健康手帳 (母子手帳)	現在妊娠中の方及び乳幼児がおられる方	住所変更届が必要ですので、転出先の区役所の窓口で母子健康手帳を持参してください。  <b>※ 必ず裏面もご覧ください。</b>	2階 25番	保健子育て課 (保健衛生) (06) 6957-9882

項目	対象となる方など	内容	担当窓口	
<b>各種保健福祉サービスを受給中の方</b>				
身体障がい者手帳	身体障がい者手帳をお持ちの方	各種手帳、重度障がい者医療、自立支援医療（更生医療・精神通院・育成医療）等の住所変更手続きが必要です。 対象者の健康保険証とともに、お持ちの手帳、医療証、健康保険証、受給者証を転出先の区役所の窓口にご持参ください。	2階 28番	福祉課 （地域福祉） （06） 6957-9857
精神障がい者保健福祉手帳	精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方			
療育手帳	療育手帳をお持ちの方			
特定医療費（指定難病）	特定医療費（指定難病）の受給者証をお持ちの方	住所変更手続きが必要です。お持ちの受給者証をご持参のうえ、詳しくは転出先の区役所の担当窓口にお尋ねください。	2階 25番	保健子育て課 （保健衛生） （06） 6957-9882
小児慢性特定疾病	小児慢性特定疾病の助成を受けておられる方	住所変更手続きが必要です。お持ちの受給者証等を転出先の区役所にご持参のうえ、担当窓口でお尋ねください。		
公害健康医療	公害医療手帳をお持ちの方	住所変更手続きが必要です。転出先の区役所の担当窓口にご持参ください。		
被爆者健康手帳	被爆者健康手帳をお持ちの方	住所変更手続きが必要です。転出先の区役所の担当窓口にご持参ください。		

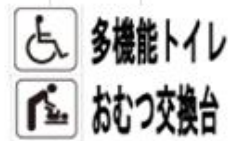
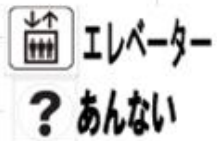
※ 必ず裏面もご覧ください。

# 旭区役所 庁内平面図

2階



1階



旭区マスコット  
キャラクター  
「しょうぶちゃん」



旭区イタセンパラ  
マスコット  
キャラクター  
「パラッチ」

令和4年4月作成

※ 必ず裏面もご覧ください。